

「第269回判例・事例研究会」

| | |
|-------|----------------|
| 日 時 | 平成30年9月12日 |
| 場 所 | 湊総合法律事務所 第1会議室 |
| 報 告 者 | 弁護士 中村 駿 |

【判例】

| | |
|--------------|---|
| 事件の表示 | 最高裁平成17年10月11日第三小法廷決定 |
| 事案の概要 | <p>第1次被相続人のAの死亡後、Aの相続人は配偶者B、AB間の子X、Y、Zであったところ（第1次相続）、Aの遺産分割が未了の間にBが死亡し、X、Y、Zが相続人となった（第2次相続）。なお、第1次相続においても、第2次相続においても、単純承認の効果は生じている。</p> <p>第1次相続についての遺産分割の対象となる遺産は、数個の不動産及び現金であり、他方で第2次相続については、B固有の財産のうち、Bの所有する唯一の不動産については、「相続させる」旨の遺言により、Xに割り付けられていた結果、B固有の財産を対象とする遺産分割は生じない結果となっていた（なお、本事案では、当該不動産については特別受益としては主張されていない）。</p> <p>Xが申し立てた遺産分割審判において、2つの相続についての審判が併合され、第1次相続については、AからY及びZに対する特別受益が主張され、第2次相続については、BからZへの特別受益が主張された。</p> |

| | |
|--|---|
| | <p style="text-align: center;">第1次相続 第2次相続</p> <p style="text-align: center;">A — B</p> <p style="text-align: center;"> </p> <p style="text-align: center;">(X) — (Y) — (Z)</p> <p style="text-align: center;">(Aから贈与) (A及びBから贈与)</p> |
| <p style="text-align: center;">論点</p> | <p>① 本件の事実関係のもとで、第2次相続における遺産分割を要するか。</p> <p>② ①に関連して、第2次相続における遺産分割を要さない結果、第2次相続におけるBからZへの特別受益に関して、Zは持ち戻し義務を免れないか。</p> |
| <p>原審までの判断</p> | <p>(1) 一審</p> <p>一審は、第1次相続及び第2次相続について、順次遺産分割を行い、まず、第1次相続について、AからY及びZに対する特別受益を持ち戻し、その上で、B、X、Y、Zを相続人とする遺産分割を行い、次いで、Bが第1次相続によってAから取得した財産を対象として、BからZに対する特別受益を持ち戻して、X、Y、Zを相続人とする遺産分割を行う旨判旨した。</p> <p>(2) 原審</p> <p>以上に対し、原審は、以下の理由から、第1次相続におけるAの遺産を対象とする遺産分割のみが行われるべきである旨判断した。</p> <p>第1次相続についての遺産分割が未了の間に、BがAの遺産に対して有するのは、「Aの遺産を取得することができるという抽象的な法的地位」とどまり、Bを被相続人とする第2次相続において遺産分割の対象となり得る「具体的な財産権」ではない。したがって、第2次相続に関して、審判によって分割すべきBの遺産は存在せず、対象たる遺産が存在しない以上は、第2次相続について遺産分割は行われないうこととなる。その結果、遺産分割の際に適用されるべき民法903条は第2次相続については適用されず、第2次相続におけるZの特別受益を考慮すべき場面は存在しない。</p> <p>また、Bが第1次相続により有する「Aの遺産を取得することができるという抽象的な法的地位」は、民法900条の所定の割合により、第2次相続における共同相続人であるX、Y、Zに当然承継され、X、Y、Zの間でAの遺産を対象とする遺産分割が</p> |

| | |
|-----------|--|
| | <p>行われ、その際に、特別受益として持ち戻されるのは、AのY及びZに対する特別受益のみである。</p> |
| 判旨 | <p>「遺産は、相続人が数人ある場合において、それが当然に分割されるものでないときは、相続開始から遺産分割までの間、共同相続人の共有に属し、この共有の性質は、基本的には民法249条以下に規定する共有と性質を異にするものではない。そうすると、共同相続人が取得する遺産の共有持分権は、実体上の権利であって遺産分割の対象となるというべきである。</p> <p>本件におけるA及びBの各相続の経緯は、Aが死亡してその相続が開始し、次いで、Aの遺産の分割が未了の間にAの相続人でもあるBが死亡してその相続が開始したというものである。そうすると、Bは、Aの相続の開始と同時に、Aの遺産について相続分に応じた共有持分権を取得しており、これはBの遺産を構成するものであるから、これをBの共同相続人である原告人及び相手方らに分属させるには、遺産分割手続を経る必要があり、共同相続人の中にBから特別受益に当たる贈与を受けた者があるときは、その持戻しをして各共同相続人の具体的相続分を算定しなければならない。」</p> |